

去る12月愛知県議会において一般質問をしました。「産業廃棄物処理行政について」ほぼ全文をそのまま掲載させていただきます。

質問に入る前に一言申し上げさせていただきます。

新城南部企業団地内に産業廃棄物の中間処理施設の建設計画が明らかになって以来、地元の関係者の方々と打ち合わせや視察など幾度となく行ってきました。

それに伴い、県および新城市の担当者へ資料要求、事実確認、意見交換をして参りました。延べ100時間以上に及んでおります。

新城に八名地区というところがありまして、ここに企業団地があります。過去に何度も同じような話があり、「もう勘弁して頂きたい」「安心して暮らせる町にしてほしいと願うことはいけないことなのですか?」「私たちは何か悪いことをしたのですか?」など八名地区の方の切なる思いであります。

現時点での私の結論は、「この団地での計画は、どう考えても納得のいかないものであり、絶対に反対であります。県はすみやかに代替地の検討に入るべきだ」と考えております。

地元でかたずをのんでこの質問を見守っている皆様、傍聴にかけつけて頂いた皆様の思いをこめて以下質問を始めさせていただきます。

### ■ 企業庁への質問

10年ほど前に、新城南部企業団地の近くで、産業廃棄物最終処分場の建設計画が持ち上がり、地域を挙げて強い反対運動が行われた結果、事業者が計画を断念したことがあります。

今また新たに、豊橋市で事業を行っている産業廃棄物処理業者が、新城南部企業団地の中の1区画で用地を取得し、下水道汚泥と動物・植物の食品残さなどを発酵させて肥料化するための産業廃棄物処理施設の計画が突然持ち上がりました。

そして、本年3月、そのための産業廃棄物処分業許可申請が県に提出され、現在、施設の建設が進められております。

これは、平成20年6月、この企業団地に立地した企業が残念ながら倒産し、その跡地が競売に付されたことにより、この産廃業者が当該土地を取得するという特異な経過を辿ったことによるものです。

そもそもこの新城南部企業団地は、新城市を始め 奥三河地域の産業振興と雇用の創出を図るため、地元も用地を提供するなど協力して、企業庁が開発した ものであります。

この企業団地の周辺600メートルから1キロメートルの範囲には、数多くの住宅や農地、小・中学校、こども園、老人福祉施設があり、大勢の住民が日常生活を送っており、桜淵公園にも近く、自然豊かな居住環境に恵まれた地域です。

今、多くの新城市民が、この施設の建設・操業により地域の環境が悪化することを心配しており、この業者の進出に反対しております。

更に、この産廃業者は、新城市議会の経済建設部会のヒアリングにおいて、現在分譲中の区画についても取得したいとの意向を表明しております。

地元の方々は、新城の繁栄、地域の雇用や発展のために地主が譲った土地を、このような形で使用されるのはどうしても納得いかない、という思いであります。

こうした中、先日地元で開催された新城南部企業団地産廃対策会議で企業庁が同席されました。企業庁の担当者は、分譲中の3区画については、「新城市の意向に沿わない企業には分譲しない」と答えられました。

そこで、伺います。

新城南部企業団地の現在の分譲の状況はどのようなになっているのか。また、今後の企業誘致について、企業庁はどう取り組んでいくのか、伺います。

### ■ 企業庁答弁

新城南部地区の分譲の状況等についてお答えします。

最初に現在の分譲状況についてです。この地区は平成5年に新城市から強い開発要請を受け、平成12年に市の希望業種である製造業、物流業を中心に、全12区画の分譲を開始しました。

今日まで、市と連携・協力して地元の皆様のご理解をいただきながら、ようやく9区画に製造業4社が立地し、残り3区画の完売に向け、企業誘致に努めています。

しかし、議員ご指摘のとおり、そのうちの1社が、操業開始後1年あまりで倒産に至りました。大変残念なことでした。

次に、この地区の今後の企業誘致の取り組みです。



企業誘致は地域の皆様のご理解が不可欠ですので、まずは地元の皆様のご理解を頂いた上で、新城市と連携して企業誘致に努め、地域の活性化はもとより、本件の産業振興につなげてまいりたいと考えています。

### ■ 建設部下水道課への質問

次に、処理施設に持ち込まれる予定の、下水汚泥の処理および利用について伺います。

市民生活や産業活動に伴い様々な廃棄物が発生しており、このうち、ゴミやし尿などの「一般廃棄物」は、市町村の責任のもとに処理されておりますが、「産業廃棄物」については、廃棄物処理業者と廃棄物の排出者の責任に委ねられ、様々な問題が発生しています。「産業廃棄物」に分類される下水汚泥の処理、利用などについては、「下水汚泥」「脱水汚泥」等の言葉がありますので、それらの説明と合わせて、まず県の下水処理場の概要等について、簡単に確認させていただきます。

愛知県における、現在の下水道普及率（県及び市町の合計）は約75%であり、500万人を超える県民が下水道を利用しており、水環境の保全に重要な役割を果たしています。

下水を浄化する際には、「下水汚泥」と呼ばれる汚れの固まりが大量に発生しますが、この下水汚泥を適正に処理・処分することは、下水道の安定的な管理運営を図る上で極めて重要な課題となっております。

その量は下水道の利用者一人あたり1年間に100kg、県全体で50万トンにもなり、絶えず発生するため、一刻も休むことなく、確実に安定的に処理することが必要、大切です。

下水汚泥は、処理工程を経て、水分を80%程度含む酒粕のような状態で排出されます。これを「脱水汚泥」（あるいは「脱水ケーキ」）と呼びます。この脱水汚泥は、時間が経つと腐敗して悪臭を放つなど、取り扱いが大変難しいものであります。

そのため、この脱水汚泥については、下水処理場の中で自らの設備により、焼却や乾燥などの処理を行い、腐敗しやすい有機物を分解したり、水分をなくして量を減らすなどの減量化あるいは安定化のための処理を行うことが基本であります。

一方この下水汚泥は、肥料として有用な成分である窒素やリンなどを多く含み、主要な成分である有機物をエネルギー源として利用することができる、有用な再生可能資源であります。

一例として、衣浦東部浄化センターでは、下水汚泥を炭化し火力発電所の燃料として利用する事業が既に始まっており、さらに豊川浄化センターや豊橋市の中島処理場では、メタン発酵により汚泥の量を減らすとともに、発生したメタンガスを発電に利用する取り組みに着手すると聞いております。

しかしながら、規模の小さい下水処理場などでは、そのような設備の導入が十分に進んでいないのが実態であります。このような処理場では、処理しきれない脱水汚泥が、そのままの形で民間企業に産業廃棄物として引き取られ、セメント原料や、肥料原料としての利用が行われているところであります。

腐敗しやすく不安定な脱水汚泥は、本来、民間企業に処理を委ねるのでなく、下水道管理者が、可能な限り自ら減量化・安定化するなど、自己完結的に処理を行うべきものと、考えております。

一方で、現実的な問題として資源循環を進めて行く大きな流れのなかで、このような民間企業を活用した有効利用も必要であることは十分認識しております。

ただし、このような民間企業へ委託して行う資源利用のうち、とりわけ肥料の製造に関しては、優れた事業者がある一方で、中にはずさんな肥料の製造と利用を行うことにより、臭気など周辺環境に影響を与えている企業があるとも聞いており、深刻な様々の課題があるのです。聞いた話では、渥美半島での臭いが、知多半島まで届いているそうでありました。

このような状況において、民間事業者に脱水汚泥による肥料製造を委ねる場合、県は、下水汚泥の排出者として、優良な企業を選別するとともに、業務の実施状況についてきちんと監理監督を行う責任があります。

これらを踏まえて、今後の下水汚泥の有効利用に関し、以下の3点を質問いたします。

下水汚泥は、脱水汚泥の状態では水分や有機物を多く含み、臭気が発生するなど不安定な状態であるため、流域下水道ごとに焼却等の処理を行い、自己完結的に処理すべきと考えますが、本県における現状と今後の方向性について伺います。

(裏面に続く)

# みねの修

愛知県議会議員

# 県政報告

愛知県議会一般質問 特集号

